

滋賀県建物状況調査事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存住宅の流通に際し、建物状況調査を行う事業者を登録することにより、県民が安心して建物状況調査を行うことができる環境を整備することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の定めるところによる。

- (1)建物状況調査 既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第15条の7各項に規定するものの状況の調査であって、既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)によるもの。
- (2)建物状況調査士 経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する既存住宅状況調査技術者であって、建築士法第23条の登録を受けた建築士事務所に所属する者。
- (3)登録事業者 滋賀県建物状況調査事業者として、第5条の規定により知事の登録をうけた事業者をいう。

(登録)

第3条 登録を行うことができる事業者は、次の各号に該当するものとする。

- (1)建物状況調査士を雇用している事業者であること。
 - (2)業を行う建築士事務所について、建築士法第23条に基づく滋賀県知事の登録を受けた事業者であること。
 - (3)県民からの既存住宅状況調査に係る依頼において、登録事業者としての責務を遵守し実施することを宣誓できる事業者であること。
- 2 前項の登録は3年間有効とする。
- 3 第1項の登録の有効期間の満了後、引き続き登録を希望する滋賀県建物状況調査事業者は、更新の登録を行わなければならない。

(登録の申請)

第4条 前条第1項または第3項の規定による登録を行おうとする事業者は、次の申請書類を知事に提出しなければならない。

- (1)滋賀県建物状況調査事業者登録申請書(様式第1号)
- (2)登録事業者実績書(様式第2号)
- (3)事業者に所属する既存住宅診断士の既存住宅状況調査技術者登録証の写し
- (4)建築士事務所登録通知書の写し

(登録事項)

第5条 本制度において登録する事項は以下の内容とする。

- (1)事業所の概要
- (2)事業所に所属する既存住宅状況調査技術者
- (3)事業所が過去 3 か年に実施した建物状況調査の件数および既存住宅売買瑕疵保険の加入件数

(登録の決定)

第6条 知事は登録を決定したときは、滋賀県建物状況調査事業者登録通知書(様式第3号)により当該事業者へ通知するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、事業者登録申請書に記載した内容について、変更があったときには、速やかに滋賀県建物状況調査事業者登録事項変更届書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(既存住宅状況調査の実績に関する報告)

第8条 登録事業者は、建物状況調査の業務を行った場合は、業務を行った翌年度の5月末までに登録事業者実績書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(登録事項の公表)

第9条 知事は、滋賀県建物状況調査事業者の登録状況を市町に送付するとともに、登録事項を県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

(登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、滋賀県建物状況調査事業者である事を自覚し、県民が安心して既存住宅状況調査を依頼できるよう、国土交通省が定める「既存住宅状況調査方法基準」および「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を遵守し、誠意をもって良心的に業務を履行しなければならない。

2 登録事業者は、既存住宅状況調査の際に知り得た家屋の情報等を他に漏らしてはならない。

3 登録事業者は、県などが行う既存住宅状況調査に係る普及啓発活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すこと

ができる。

- (1)第3条に規定する登録要件を欠いた場合
- (2)前条に規定する事項に反していると認められる場合
- (3)建築士法等に違反した場合
- (4)その他特に知事が認める場合

(再登録)

第12条 前条の規定に基づき登録が取り消された事業者は、登録取り消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

2 知事は、取り消された理由に応じ、再度同様な状況を生じる恐れがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。